

4 福保子保第 1 5 0 4 号
令和 4 年 7 月 1 日

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
認証・認可外保育施設担当課長
(公印省略)

令和 4 年度認可外保育施設における PCR 検査の実施について (7 月～1 0 月)

日頃より、東京都の保育行政に御協力いただきありがとうございます。

東京都では、保育施設における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、児童等の感染が判明した際に、保健所による濃厚接触者の特定及び検査が即時に実施されない場合、保健所に先行して PCR 検査を実施するため、希望する認可外保育施設を対象に PCR 検査キットの配布を実施しています。

令和 4 年 3 月 3 1 日付 3 福保子保第 5 8 6 1 号により、令和 4 年 6 月までの実施についてお知らせしていたところですが、今般、令和 4 年 7 月から 1 0 月まで引き続き実施することとなりましたのでお知らせします。

配布を希望される場合には、下記により申請いただきますようお願いいたします。

記

1 PCR 検査の目的

認可外保育施設において、児童等の感染が判明した際に、保健所による濃厚接触者の特定及び検査が即時に実施されない場合、感染拡大を未然に防止するため、保健所に先行して PCR 検査を実施する。

2 対象施設

児童福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項に基づき東京都知事に届出がされた認可外保育施設
ただし、以下の施設については、施設の所在する区市町村を通じての配布となります。

ア 東京都認証保育所

イ 家庭的保育事業等実施要綱に基づく家庭的保育事業

ウ 港区、世田谷区、中野区、荒川区、板橋区、江戸川区、八王子市に所在する認可外保育施設

3 検査対象者

保育施設において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した際、保健所の疫学調査により濃厚接触者やその周辺の検査対象者と特定される可能性の高い児童・職員（以下「濃厚接触候補者」という。）のうち、検査時点で無症状の者（かつ児童については、保護者の同意を得た者）

※ 別紙1「検査対象者の考え方について」に基づき、原則、施設等において検査対象者を特定していただきます。

※ PCR検査キットの配布数は検査対象者分のみとなります。

4 検査実施期間

令和4年7月6日（水曜日）から令和4年10月31日（月曜日）まで

※ 上記期間に都委託事業者に到着した検体について、検査を実施します。

5 検査内容

唾液検体採取キット（綿棒により口腔内から唾液を採取する方式）を使用した、検体の自己採取によるPCR検査

※ 医師の診断は伴わないため、検査結果で陽性の可能性がある場合は、速やかに医療機関へ御相談ください。

6 検査事務の流れ

別添「認可外保育施設におけるPCR検査キットによる検査マニュアル」及び別紙2「認可外保育施設におけるPCR検査キットによる検査フローチャート」のとおり

7 PCR検査キットの配布

(1) 配布申込

別紙3「認可外保育施設におけるPCR検査キット配布申込書」に記入の上、下記申込先までメールにて提出いただくとともに、申込書を送付した旨電話にて連絡をお願いいたします。

(2) 配布申込先

東京都福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課 民間保育援助担当

メールアドレス：ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp

電話：03-5320-4131

(3) 配布方法

配布申込みの際に以下のいずれかを選択してください。

ア 東京都から施設等に送付

送付を希望される場合には、原則届出されている施設の住所宛送付いたします。
施設以外の住所に送付を希望する場合には、申込書にその旨を記載してください。
配布申込みをいただいてから施設等に届くまでに数日かかります。

イ 直接配布

以下の配布場所において直接受け取っていただくことも可能です。

<配布場所>

東京都庁第一本庁舎 2 8 階北側

新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

<配布対応時間>

平日の午前 9 時から午後 5 時 3 0 分まで

※ 必ず事前に配布申込みを行い受取日時の調整をした上で御来庁ください。

※ 土日祝日等閉庁日に、メール等で配布申込みをいただいた場合には、受取日時の調整も含めて翌開庁日以降の対応となりますので御了承ください。

※ 濃厚接触候補者に該当する方の来庁はご遠慮願います。

(4) 留意事項

検査を実施する予定で PCR 検査キットの配布を受けた後に事情の変更により検査を実施しなくなった場合等、未使用（未開封）の PCR 検査キットがある場合には、別添「認可外保育施設における PCR 検査キットによる検査マニュアル」7 に記載の「検査キット使用状況等の報告」をいただく際に、東京都まで返送いただくようお願いします。
なお、返送費用については、各施設にて御負担いただきますようお願いいたします。

8 検査費用

都委託事業者において実施する PCR 検査の費用は東京都が負担します。また、別添「認可外保育施設における PCR 検査キットによる検査マニュアル」5 (3) に記載のとおり、本 PCR 検査キットを使用して採取した検体の都委託事業者への発送にあたっては、発送費用は着払いとなります。

なお、7 (4) により未使用の PCR 検査キットを東京都に返送いただく際の費用については、各施設にて御負担いただきますようお願いいたします。

9 検査実施時における登園自粛等の対応

保健所の疫学調査により濃厚接触者と特定された場合は、検査実施の有無や検査結果に関わらず発症の可能性があるため、自宅待機が必要となります。このため、濃厚接触候補者は、PCR 検査キットを使用した判定結果に関わらず、原則、濃厚接触者と特定された際の自宅待機期間と同期間の登園自粛が望ましいと考えられます。検査未受診の場合も同様です。

10 その他

本通知による PCR 検査は、保護者・職員の同意に基づく任意のものであるとともに、PCR 検査を実施する場合は、その結果等により差別や偏見を助長することとならないよう、十分な御配慮をお願いいたします。

【担当】

東京都福祉保健局少子社会対策部

保育支援課民間保育援助担当

電話：03-5320-4131

メールアドレス：ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp